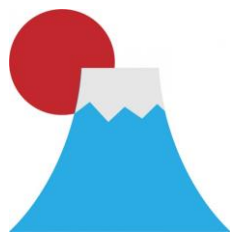


安全就業通信

令和 7年 1月 1日 発行
第 91 号
公益社団法人高槻市シルバー人材センター
安全就業委員会



謹賀新年



会員の皆さま、今年も良い年でありますように
心よりお祈り申し上げます。



会員のみなさま、昨年中は安全適正就業
の推進にあたり、多大なるご尽力とご協力を
賜り、ありがとうございました。

本年も全会員が就業中の安全と途上事故
の防止に努め、日頃の体調管理を徹底し、
お互いに頑張りましょう！！

(安全就業委員会一同)



『安全安心講習会』を開催



11月15日(金) 10時～12時 ～高槻城公園内交通遊園にて～

【参加者】

会 員	23名
警 察 署 員	2名
市 管 理 課	6名
事 務 局 職 員	3名



高槻市管理課のご協力をいただき、自転車の講習会を開催しました。当日は23名の参加があり、9割の方が自転車で来られ、実際に参加者1名づつ順番に自転車で乗って所定のコースを回り、警察署員の方達から直接指導を受けました。この講習会を通して安全の大切さを再確認することができました。

【令和6年 月別会員事故発生件数】

月別	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計
傷害	1(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(1)	0(2)	0(1)	0(1)	0(0)	0(1)	0(2)	0(1)	1(11)
賠償	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(3)
合計	1(1)	0(0)	0(0)	0(1)	0(2)	0(2)	0(1)	0(1)	0(2)	0(1)	0(2)	0(1)	1(14)

※12月は24日現在 ()内は前年度

令和6年は1月に発生した事故1件だけで、それ以降に事故は無く、

無事故記録の更新中!です。みなさま、継続にご協力ください!



身体の動きも鈍くなっていますので、特に転倒の事故には気をつけてください。



道路交通法改正

令和6年11月1日からの**罰則強化と新設内容**
(自転車以外の軽車両を除く)

「酒気帯び運転」の罰則新設!

- 酒気帯び運転 ……3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の酒気帯び運転をするおそれのある人に自転車を提供してはいけません
……自転車の提供者に3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 自転車の酒気帯び運転をするおそれのある人に酒類を提供し、または飲酒をすすめてはいけません
……酒類の提供者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- 自転車の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、自己を運送するよう要求依頼して自転車に同乗してはいけません
……同乗者に2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

自転車の「ながらスマホ」の罰則強化

- 自転車を運転しながらスマホを手で持って通話すること、画面を注視することはもちろん、自転車に取り付けたスマホの画面を注視することも禁止

自転車運転中に「ながらスマホ」をした場合 ……6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金

自転車運転中の「ながらスマホ」により交通事故を起こすなど交通の危険を生じさせた場合

……1年以下の懲役又は30万円以下の罰金